

世田谷区工事請負指名競争入札参加者指名基準

(一部改正)

平成 21 年 3 月 6 日

20 世経理発第 680 号

(目 的)

第 1 この基準は、世田谷区契約事務規則（昭和 39 年 3 月世田谷区規則第 4 号。以下「規則」という。）第 36 条の規定に基づき世田谷区が発注する工事の請負に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 等級格付 競争入札に参加する者に必要な資格等について定めた告示（平成 20 年 10 月 31 日世田谷区告示第 824 号及び第 825 号）で定義する格付をいう。
- ② 発注工事 世田谷区が発注しようとする工事をいう。
- ③ 既発注工事 世田谷区が既に発注した工事をいう。

(指名の判断事項)

第 3 規則第 2 条第 2 項に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）は、入札参加者につき、次の各号を調査のうえ、第 4 により指名を行うものとする。

- ① 経営及び信用の状況
- ② 不誠実な行為の有無
- ③ 官公庁工事の実績の有無
- ④ 既発注工事の施工成績
- ⑤ 発注工事施工についての技術的適性
- ⑥ 発注工事の内容に適した専門性
- ⑦ 施工中の既発注工事の進ちょく状況
- ⑧ その他、不適格者と認められる事実の有無

(指名方法)

第 4 指名する場合の一般的基準は次の各号のとおりとする。

- ① 契約担当者は、発注工事の内容に適合する業種の入札参加資格を有する者のうち、第 3 により適格であると判断されたもの（以下「適格者」という。）を指名する。

- ② 契約担当者は、前号により入札参加者を指名する場合には、次のいずれかに該当する者を、他の適格者に優先して指名することができる。
- ア 発注工事が前回施工工事（以下「前回工事」という。）と関連する場合の、前回工事の施工者。ただし、前回工事の施工成績が不良であったものを除く。
 - イ 発注工事が既発注工事並びに他官公庁及び民間工事（施工中のものに限る。）と関連する場合、その既発注工事の施工者
 - ウ 発注工事施工場所付近に本社又は営業所を有する者
 - エ 同種の既発注工事の施工成績が優秀な者
 - オ 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項で定める者）
 - カ 中小企業庁から官公需適格組合の証明を受けている組合

（指名の制限）

第5 次の各号のいずれかに該当する者は、指名することができない。

- ① 不誠実な行為がある者
 - ア 世田谷区指名停止基準に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者
 - イ 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である者
 - ウ 世田谷区発注の工事請負契約につき、下請け契約関係が不適切であることが明確である者
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、不誠実な行為がある者
- ② 経営状況が著しく不健全である者
- ③ 同一の発注工事において事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員
- ④ 前各号のほか、第3の各号を調査した結果、指名業者として指名することが不適切と認められる者

（発注等級区分の変更等）

第6 契約担当者は、第4の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注等級区分を変更又は等級格付を適用しないことができる。

- ① 特に緊急を要する工事
- ② 高度又は特殊な技術を要する工事
- ③ 施工上相当な困難を伴う工事
- ④ 業種ごとの等級区分に応じた発注金額の上限・下限に近い場合の工事
- ⑤ 指名業者数が十分確保できない場合
- ⑥ 発注条件及び施工内容等を同じくする工事を地域別に発注することが必要と認められる場合
- ⑦ 発注工事が遠隔地の工事である場合